

会 議 録

1 会議名

令和4年度第12回吉川区地域協議会

2 会長挨拶

3 議題（公開・非公開の別）

・報告事項（公開）

（1）会長報告

（2）委員報告

（3）事務局報告

・協議事項（公開）

（1）「上越市吉川ゆったりの郷の一部廃止について」の諮問に対する答申について

（2）自主的審議事項

（3）その他

・総合事務所からの諸連絡について（公開）

・その他（公開）

4 開催日時

令和5年1月19日（木）午後6時30分から午後9時20分まで

5 開催場所

吉川コミュニティプラザ 3階 大会議室

6 傍聴人の数

1

7 非公開の理由

なし

8 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：五十嵐豊、江村奈緒美、薄波和夫、大滝健彦、片桐利男、佐藤 均、関澤義男、中村正三、橋爪正平、山岸晃一

・事務局：吉川区総合事務所

風間所長、平山次長、渡邊市民生活・福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務）、平原総務・地域振興グループ班長、霜鳥総務・地域振興グループ主任、田中健康子育て部参事、笠松健康づくり推進課保

健衛生係長

9 発言の内容（要旨）

【平山次長】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 委員 10 人の出席を報告
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 会議録の確認：山岸会長

【山岸会長】

- ・ 挨拶

【平山次長】

- ・ 議長の選出について、上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により山岸会長から議長を務めていただく。

【山岸会長】

- ・ 次第の 3 報告事項(1)会長報告である。
- ・ これまでの間に特段報告する案件はなかったので次の(2)委員報告に移る。
委員のほうで報告はあるか。
(報告ありの声はなかった)
- ・ ないようなので、次の(3)事務局報告をお願いします。

【笠松係長】

- ・ 吉川保健センターについて資料に基づき説明。

【片桐委員】

- ・ 確認をさせていただく。
説明では、今までと変わらず保健センターとして使用できるという話である。利用したい場合には、貸していただけるのか。

【田中参事】

- ・ 住民の皆さんが健康づくりの活動をしたい、集会をしたい、などといったことで、今まで通りお使いいただくことができる。

【片桐委員】

- ・ 利用申し込みはどこにすれば良いか。

【田中参事】

- ・吉川区総合事務所市民生活・福祉グループに申し込んでいただきたい。

【片桐委員】

- ・これから所得税、市・県民税申告の時期となるが、例年どおり相談・申告会場として使えるのか。

【渡邊グループ長】

- ・これまでどおり、税相談・申告、農業所得収支明細書作成相談の会場として使用する予定。

【山岸会長】

- ・ほかに意見はないか。
(ほかに意見はなかった)
健康づくり推進課は退席願う。

【風間所長】

- ・株式会社よしかわ杜氏の郷の株式譲渡に関する優先交渉先との交渉の進捗について報告させていただく。
- ・11月の地域協議会でも報告させていただいたが、株式会社よしかわ杜氏の郷の株式譲渡の優先交渉先として、区内の株式会社源建設と交渉を進めている。今後の予定として、2月中旬に、地元・株主向けに説明会を実施する予定としている。決定次第改めて、ご案内する。その後、2月下旬には譲渡契約の締結を行い、3月下旬には株主譲渡が成立する予定と聞いている。

【片桐委員】

- ・(優先譲渡先が)株式譲渡が既に終了したかのような動きをしているのではないかと
の声があるようだが、いかがか。

【風間所長】

- ・そのような話は聞いていない。

【片桐委員】

- ・株式譲渡が既に終了したかのような動きをしているのであれば、大問題である。
少なくとも、株式を譲渡する市、区民、地域協議会には話をすべきことであるし、
早々に事情聴取する必要があると思う。

【風間所長】

- ・所管する産業政策課と優先譲渡先で細かな引継ぎなどの調整を行っているという
お聞き、株主や地域の皆さんにしっかりと説明しながら段階を踏んで進めて行くこと
も所管課と確認している。今回のように進捗状況をお伝えすることもその一環であ

る。

委員が心配するような話があったことは、所管課に伝えておく。またそのような話を耳にするようなことがあれば、お教えいただきたいと思う。

【片桐委員】

- ・勇み足がないよう、優先譲渡先に再度注意いただきたい。

【風間所長】

- ・そのような話が出ているということは所管課に伝える。

【山岸会長】

- ・株主総会が終わった時点で、話はある、と思っている。見守って行ってはどうかと思う。

- ・ほかに意見はないか。

(ほかに意見はなかった)

【平原班長】

- ・令和4年度吉川区地域活動支援事業活動報告会について、資料に基づき説明。

【山岸会長】

- ・今ほどの説明で何か意見はないか。

(意見はなかった)

【平原班長】

- ・予約型コミュニティバスの利用状況について、資料に基づき説明。

【山岸会長】

- ・いただいた資料の提供にあたっては、高齢者部会で交通手段の研究を進めている片桐委員の要望もあったかと思う。片桐委員のほうで意見はあるか。

【片桐委員】

- ・今拝見している資料は試験運行中のもので、今後この試験運行は、本運行につながっていくものなのか。

【平原班長】

- ・委員の言うとおりに、現在は試験運行・準備を行っており、今後更により良い形になるように利用者等の意見を取り入れながら4月からの本運行につなげていく。

【片桐委員】

- ・本運行までには、停留所の増も検討されるのか。

【平原班長】

- ・説明の中でもお伝えしたとおり、利用者などの要望により、随時停留所の新設を行っている。本運行までの間にも、新設される可能性はあると思う。

【片桐委員】

- ・吉川区の公共交通の計画内では、この試験運行を提案する予定はあるか。提案されないとしたら、吉川区の公共交通をどのように考えているか。

【平原班長】

- ・吉川区の公共交通懇話会の事務局担当として話をする。
上越市全体の公共交通については、上越市総合公共交通計画に基づいて進んでいる。今般の予約型コミュニティバスについては、前回の協議会での市交通政策課の説明や今回の実証実験の報告のとおり、新しい取り組みとして出てきている部分。
吉川区内の公共交通については、今後のバス路線の改定や再編に合わせて、予約型コミュニティバスの導入も考えていきたいと思っている。

【片桐委員】

- ・安塚区や牧区で実証実験が行われているバス運行とは別の考えを持って見直すということか。

【平原班長】

- ・基本的には、利用者の利便を考えたいうえでの運行方法。その考え方で行けば、安塚区や牧区と同じものになると考える。しかし、実際にこれからどうするのか、どのようなものになるのか、ということは、皆さんの話を聞きながら決めて行く部分であると考える。

【片桐委員】

- ・停留所の新設ひとつをとっても、地域の意見をまとめなければならない場面が出てくるが、どう考えるか。

【平原班長】

- ・前回の協議会で市交通政策課からも話があったと思うが、必ず地域に入って話を聞く機会を設けることとしている。

【片桐委員】

- ・各地域で停留所の位置について色々と意見があるかと思う。利用者が使いやすくなるような停留所の設置となるよう、協議会委員の皆さんも注視していただきたいと思う。

【山岸会長】

- ・市が地域の皆さんの意見を聞く場面が必ずあるとのことである。そこには地域協議会委員も同席したいと思う。
- ・ほかに意見はないか。

(意見はなかった)

【平原班長】

- ・地域活動支援事業活用団体について、補助金の交付時期の変更があったので報告する。
- ・里山文化研究会と吉川青少年育成会議の2団体であるが、事業進捗に合わせ、交付時期を当初計画した時期よりも遅らせたもの。事業内容には全く問題はない。

【山岸会長】

- ・何か意見はあるか。

(意見はなかった)

【山岸会長】

- ・次第の4諮問事項である。

先日行った勉強会でも委員から意見をいただいたところであるが、上越市吉川ゆったりの郷の一部廃止についての諮問に対する答申である。

- ・欠席された委員もおられたが、勉強会では、住民に及ぼす影響という観点からは「支障あり」という意見を皆さんお持ちということで会を閉めた。
- ・その後、事務局と答申文の素案作成を進めてきたところであるが、諮問でたずねられている「ゆったりの郷」の酵素風呂の廃止が、吉川区の住民生活に及ぼす影響の観点から「支障がある」ことと言えるのか、「直接的には支障がないもの」なのではないか、という捉え方もあるのではないかという疑問が出てきた。

「支障がある」とした場合の具体的な理由について事務局から委員に聞いてもらったところ、「支障ある、なし、は問題ではなく、施設が衰退してしまうことが問題」との意見も出てきた。

ここで、もう一度皆さんから意見をいただこうと思っているが、その前に、「諮問」に対しての「答え」のあり方というか、ルールや技術的な話を事務局からお聞かせ願いたい。

【平山次長】

- ・今回の諮問は、「ゆったりの郷の「酵素風呂」」についてお尋ねしているもので、「道の駅の全体のあり方」についてまで聞いているものではない。ストレートに「ゆった

りの郷酵素風呂」と「住民生活の直接の影響」について聞いていると思っていただきたい。

直近で、地域協議会から諮問に対し「支障あり」と答申された例としては、直江津区のいこいの家の入浴設備廃止に対する答申がある。この時の理由には、「近くで利用しているので、民間だとバスでいく必要がある」「民間の利用料は高いので、公の施設であるいこいの家の温浴機能を残してほしい」とあり、実際に日常的に利用している150人以上の方々の声が元になっているとのこと。

委員からは、道の駅活性化の妨げとなる、最終的に住民の活力に影響が出るとの理由で「支障あり」という意見となっていたが、もっとピンポイントの酵素風呂の廃止で直接影響が出るかというシンプルな考えでお願いしたいと思う。

生活に「直接」の影響がないと思っているのであれば、今一度意見を統一いただければと思う。

【山岸会長】

- ・事務局から説明があったが、委員が勉強会で不安と思った「施設の衰退につながらないか」ということをどう捉えるかであると思う。
- ・そもそも、酵素風呂の廃止が直接住民の生活に影響を与えるかと聞くこと自体が疑問である。

直江津の例を話していただいたが、酵素風呂が区民に直接影響を及ぼすことはもともとなく、回りまわって外貨が稼げたり人が出入りして活性化したりして吉川区内に良い影響が出ていたわけで、酵素風呂の廃止が直接区民に与える影響という聞き方は、おかしい諮問と思えてしまう。

- ・とは言え、諮問され、概ね1か月で答申を出す必要はある。

高田区へのオーレンプラザに関する諮問では、2つの内容の答申を出した例もある。自分も改めて諮問に対する答申の在り方を、上越市地域協議会検証会議がまとめた報告書で確認したところ、諮問が適切な時期に行われることが大事であるし、答申までの時間を十分に確保すること、場合によっては全会一致の答申でなくても良く、メッセージを発することが重要である、とあった。

我々の場合は、諮問の1か月に事前説明があり、答申までに2か月間いただいていたことにはなる。我々委員は住民の代表ではあるが、酵素風呂が直接市民に影響するかと言った時には、酵素風呂を使っていた人、また使ったことがある人に直接意見を聞きたくもなる。そのような時間が持てなかったというのは、思慮が足りな

った部分と反省している。

- ・しかし、この諮問に対する答申については、直接的な影響がある、なし、だけで良いのか、また、支障があるという意見と支障がないという意見を併記しても良いのではないかと思うところもある。ただし、併記した場合には、参考意見にしかならず、意見としては軽んじられる恐れはあると思っている。
- ・いずれにせよまとめるとしたら、施設廃止は、住民生活への影響について直接支障があるのかないのか。単純に考えれば、直接影響はないと思う。ただ施設の廃止に対して何の手立ても講じないということではなく、ゆっつりの郷の利用者増への取組は一層強めてほしいという意見をつける。といったことになるのだろうと思う。
- ・そこで、皆さんから改めてご意見を伺いたいと思う。
- ・検証会議は、答申の在り方で更に「住民の多様な声を考慮して答申する」としている。

【関澤委員】

- ・施設は令和 2 年に既に休止しており、その段階で諮問があつてよかったのではないかとと思っている。
- ・酵素風呂の廃止については、我々の生活に全く支障はない。答えが決まってしまっていて、ほかに答えようがない質問となっており、疑問に思う聞き方である。諮問に対して答申を出さないという選択肢もあるのではないか。

【山岸会長】

- ・私は、答申の言葉自体を、この形に収める必要があるのか聞きたい。

【風間所長】

- ・地域協議会の役割として、区域内の重要な公の施設の設置や廃止、また管理の在り方に関することを決定・変更しようとする場合に市は諮問し、その答申を返してもらうこととなっている。

12 月に諮問した際の資料に添付しているが、酵素風呂は条例に載っている。ここを使わないということになれば、当然条例を変更しなければならない。

そこで、生活に及ぼすような支障があるかということをお聞きしている。

ルールに基づいて諮っているものであるので、支障のあるなしでお答えいただきたい。

【山岸会長】

- ・その向きは分かっている。我々委員の担う役割として、公の施設の設置・廃止、管理

の在り方に関する決定・変更について、協議し、区民の総意として答申するということは承知している。しかし、今回の酵素風呂に関しては、そもそも直接区民に影響が出るものではない。それに対して、支障がある、支障がないという答え方は納得がいかない。支障があるかないかを問われれば、最終的には支障はあるはずと自分は思う。直接的な影響がないにせよ、回りまわって区民に対して良い影響を与えていたはず。酵素風呂の利用客が仲間や家族を連れてきて、その人たちが金を使う。またその人たちが他の仲間を連れてくるといった具合で、影響が出ていたはずである。酵素風呂だけ利用して帰るということもあり得ない話。

前にどなたかが発言したが、使い方も含めた付帯意見を付けて、支障がある、という答申もあり得ると思っている。

- ・もともと直接の影響がないので、支障がないとする答申も考えられる。そのような答申の場合は、先ほど言ったとおり、ゆっつりの郷の利用者増への取組は一層強めてほしいという意見を付けることになると思うが、答申としては、強く投げかける力に欠けるものになると思う。

【片桐委員】

- ・会長の意見に賛成である。
- ・今まで色々な人と酵素風呂の廃止について話をした。その中で何故という話があり、令和 2 年から休止しており施設も老朽化が進んでいることが理由の一つと答えたところ、運営側の努力が足りないのではないか、改善はしなかったのか、という意見があった。廃止について反対の意見と理解した。

自分もこれに同意見で、廃止には賛成しかねるという意見である。

あれば使うという区民の皆さんの機会を摘んでしまうことになる。そして、施設管理者が工夫する機会を無くしてしまうという問題も含んでいる。

【山岸会長】

- ・市としては、支障あり、なし、の文言を使ってほしいと考えていると思うが、この事案は、そのような答え方ができないものではないかと思っている。

【関澤委員】

- ・廃止ではなく休止という可能性もあるように感じたので、自分なりに答申文を考えてみた。

上越市吉川ゆっつりの郷の一部廃止について、地域住民の生活に支障はないものと認める。なお、稀にない特徴的な温浴施設（酵素風呂）が社会情勢、地域住民の要望

や利用客の入込状況を見ながら、再稼働の可能性を探っていけるよう、当分の間、休止状態にとどめるとともに、誘客に向けた一層の支援をお願いします。

と、施設の休止を求める答申案となっている。事務局いかがか。

【風間所長】

- ・今回は、まず委員の皆さんで話し合いをして、意見をまとめていただきたいということで、会議に先立って事務局からの文案の提示は控えさせていただいた。

勉強会での委員の意見は、支障ありであったが、支障がある場合の具体的な理由を答申文に記載する必要がある、その部分を皆さんから話し合っただき、統一していただきたい。

【山岸会長】

- ・根本的にこの諮問のあり方と言葉の使い方として、影響があるのかどうかを聞くこと自体に疑問を感じる。

直接の影響はないが、実際に影響はある。酵素風呂があることによって良い影響があった。

- ・ゆっつりの郷自体を廃止するというのであれば、住民への影響について答えようはあるが、酵素風呂の廃止となれば、答えようがないというのが感想。

どうしても、支障があるかないかの答え方でなければならないのか。

【平山次長】

- ・影響についてどうかと聞いているので、それに対してシンプルにお答えいただければ良いと思う。

【薄波副会長】

- ・支障がないという意見が出てきているが、酵素風呂を使っている人にとっては支障はある。バスを使って別の施設に行かなければならなくなると直江津の事例にもあったが、酵素風呂も同じで、中越や下越まで行かなければならなくなる。交通費も時間もかかってしまう。全部ではないが、一部の人にとっては支障はあるということである。

大勢の使わない人にとっては支障はないことではあるが、使っている人にとっては支障がある。という観点で答申することもできるのではないか。

【関澤委員】

- ・2、3人の酵素風呂を利用していたという人から廃止になってしまうのかと心配する声を聞いている中で、もう酵素風呂は終わりにしてしまうのかという残念な気持ち。

そして、酵素風呂を無くして支障があるかと決まりきったことを聞いてくることへの疑問を感じている。

間接的な支障はあるだろうが、直接的な支障は一般の人にはないだろうと思う。

- ・ 諮問文、聞き方についても意見することはできないものか。

【平山次長】

- ・ 100人いれば100様の意見はある。この場では、地域協議会の意見としてお答えいただきたい。

【佐藤副会長】

- ・ 酵素風呂は令和2年から休止しており、マイナス効果はあったのだろうが、ゆっつりの郷全体の経営としては努力してもらっている状況なのだと思う。
- ・ 現地で関係者の話も聞いたが、廃止で支障があるかないかということ言えば、支障はないのだと思う。利用している人の事情や道の駅活性化に向けた考えなど感情的なことまで入ってくると支障があるという答えになってしまうが、次長が言うようにシンプルに考えることで良いのではないかと思う。

支障がないという答えに付帯意見を付け、発展の道を閉ざさないようにできないかという感想である。

【五十嵐委員】

- ・ 希少な設備ではあるが、廃止の影響について答えないといけないとすれば、支障がないと答える。

先日の勉強会では支障ありと考えたものの、自分なりに具体的な理由を整理してみると説得力のあるものが見当たらない。利用されている人にとっては大きな問題であるが、逆に一般の利用者や住民にとってはどうかと考えると、匂いが嫌だという人もいるであろうし、他人が入った浴槽に入ることに抵抗があるという人もいるであろう。酵素風呂の廃止については仕方ない、支障もないという考えに至った。

- ・ 佐藤副会長が言うように付帯意見を付けて、また会長が言うように利用者増への取組を強化してほしいという我々の主張を示すことが良いのではないかと考えている。
- ・ 一般企業であれば、利益の出ない分野や事業からは即撤退するところ。杜氏の郷然り、公民館分館然り、吉川区内の施設が市の管理から次々と外れて行くなかで、感情的になっていたところがあったと感じている。

【中村委員】

- ・ 生活とはどういうことを言うのかという議論があると思う。酵素風呂がある生活、酵

素風呂がない生活。

薄波副会長が言うように、確かに使っている人たちには支障が出る。ただ、吉川の大多数の方は恐らく利用されていないのではないかと考える。

今日まで我々が何度も集まって議論している想いも意見として答申にはぜひ付けたい気持ちもある。関澤委員が言われたような形も良いと思う。

五十嵐委員が言われたように、自分も、支障があるか影響があるかと改めて問われれば、支障はない、影響はないのではないかと感じ始めている。ただ、このまま黙って支障がないという答申にはしたくない。我々が議論してきた想いを意見として付けてほしいと思う。

【関澤委員】

- ・平成 27 年に廃止した柿崎区の日帰り温浴施設「はまなすふれあいセンター」の案件で、柿崎区地域協議会の委員が残念に思っているという声を聞いた。

高齢者雇用の場としても有益であったとも聞いている。

- ・中村委員が言うように、我々の想いを意見として付けた形の答申をお願いしたいと思うが、諮問の仕方、聞き方については納得できないところはある。

【橋爪委員】

- ・大きく影響がないのであれば廃止やむ無しと思う。
- ・施設の管理委託を受けている会社の努力が足りないということもあるのではないかと感じる。

営業項目として、酵素風呂を含む各種サービスが挙げられている中で、受託業者はそれを受けている。運営を任されている団体がしっかりしていないので、酵素風呂が無くなってしまおうという見方もできてしまうのではないか。

- ・酵素風呂がなくなってしまうことは確かに残念なことであるが、例えば、小さい子どもが遊べるキッズランドに改造するといった代替案を提案するなど、ゆったりとした郷が魅力あふれる施設になるような努力をしてほしい。自分も温泉が好きで孫を連れていくことも多いが、保育園児くらいの小さい子が楽しいだけでなく、遊んでいけばジュースやアイスクリームが食べたくなる、長い時間施設に滞在してもらえる、そのような計画すら持たない廃止意向であれば、到底理解することはできない。

【山岸会長】

- ・現地学習会のときに指定管理者から話が出ていたが、宴会場として使える何室かを家族連れ向けに開放しているということであった。

- ・努力はされているとは思いますが、まだ余地があるように自分も思う。まだ努力できる部分があるのではないかという意見、区民の望んでいる施設の在り方と管理者の考えている方向性が本当に一致しているのかということなどを、もう 1 度意見交換してみたかったが、残念ながらその猶予はない状況。

【大滝委員】

- ・答申の文言であるが、支障がある、ない、で答えなければならないのか。少し語気が緩む印象になるが、影響がある、ない、という言い方はできないものか。
- ・施設の廃止の影響が直接あるかと言われれば、ない、という意見になる。皆さんが言うように、付帯意見として施設が衰退しないように、という意味の文言を入れていただきたい。

【江村委員】

- ・ゆっつりの郷利用者の資料として、県外から何人、市内から何人、吉川から何人というものが出せれば、生活への影響について、もっと話し合いが深まったのかもしれない。ただ、何等かの影響はあるのだと思っている。
- ・そうなれば、支障があるとする具体的な理由を示さなければならないが、残念ながら答申に書けるような直接的な理由は考え付かない。
- ・追加資料の依頼も含め、よく考える必要があったと反省している。

【山岸会長】

- ・結果的に時間はあったが、議論する機会を多く作れなかったことを反省している。勉強会を 2 回行い、委員は地域の代表という立場ではあるが、区民との直接意見交換の機会は作れなかった。
- ・委員の意見をお聞きしていると、影響という言葉を使うとしても、支障という言葉を使うとしても、「ない」という意見が多かったと思う。
自分は、支障がある、支障がない、併記でも良いと思っている。
- ・付帯意見は付けるという委員全員の意見であったと思う。皆さん何の問題もないとは思ってはいないということで理解している。
- ・答申は 1 つにまとめたいと思うが、委員皆の意見を聞く限りでは、「支障はない」として、付帯意見を付けることとしてよろしいか。

【片桐委員】

- ・諮問どおりということになるのか。

【山岸会長】

- ・諮問文に対して、影響はない、支障はない、という答え。

【片桐委員】

- ・影響の範囲の問題がある。生きるか死ぬか、別れるか別れないか等々あると思う。先の未来で、昔吉川に酵素風呂というものがあつたそうだが何で無くしてしまったのだろう、勿体なかった、と思う人が出てくる。県内3か所しかない設備がこの吉川にある、という誇りが失われてしまう。そのように将来必ず影響は出ると思うので、支障はあるとして答申してほしい。

【山岸会長】

- ・先ほど関澤委員が発言した柿崎区の日帰り温浴施設は、一部ではなく全部廃止で、かなり影響が出たと思う。ゆつたりの郷の酵素風呂廃止は、一部の機能をなくす形になる。収益が上がらない所を外していく市の方針であるとは思いますが、経営というものは損な部分を切り捨てるだけで収益が上がっていく、そんな単純なものであるとは思わない。損な部分を残しても収益を上げて行く経営もある。職場として維持できれば、そこで就労する人、雇用が生まれる。しかし、管理者に話を聞くと、そこに人員を割くことによって他の業務が滞るとの事である。個人的には単純にパートタイマーを雇ってみてはどうかとも思ったが、その辺りについて意見交換をする時間を作ることもできなかった。
- ・税金で作った設備を我々に無くしても良いかと聞いているわけであるが、もっと有効な使い道、営業の仕方がないか考えるべきではないかというのが、個人的な想い。
- ・私と3人は、支障があるという答申にしたいと思っており、他の委員は、支障がないという答申で、という認識でいるが間違いないか。間違いなければ、7人の委員が、支障がない、という意見ということになる。

【関澤委員】

- ・ある、ない、の併記というのはどのようなものなのか。

【山岸会長】

- ・検証委員会の報告書によると、一つに集約することができなくとも十分に価値のあるものとする。様々な言葉の表出や市民自身が問題を多角的に考えるヒントを与えてくれるのではないか。それは更に市長をはじめとする市の機関や市議会に対して、施策案をあらためて精査し、審議の質を一層高めるための手がかりを提供することにつながるものと期待できる。としている。どうしてもまとまらなければ、自分はその方法も良いと思っている。

全市的に影響が出る話ではあったが、高田区のオーレンプラザの案件という先例はある。

ただし先ほども話したが、併記した場合には、軽んじられる危険性はある。

【五十嵐委員】

- ・意見は1つにまとめたほうが良いと思う。協議会としてのまとまりを示し、軽んじられないようにしたい。
- ・支障はない、とした上で、我々の意向を付したほうが良いと思う。

【片桐委員】

- ・会長が引用している文書は意識すれば、議論が伯仲した場合には両論併記でもよし、または反対意見も付して良いということであったかと思う。その取扱いでお願いしたいと思う。

【薄波副会長】

- ・私が、支障がある、としたのは、あくまでも「酵素風呂を使っている人」にとってということである。先日の勉強会するときにも話したと思うが、付帯意見を付けて支障がない、という方向で、皆さんの意見を表現できれば良いと思っている。
中村委員や片桐委員も発言されたが、支障がない、というレベルはどの位で判断したら良いのかというところは、皆それぞれ感じるものが違っており、困っているところだと思う。
- ・私としては、直接的に支障が出る直江津の事例もあるが、全体として支障はなく、付帯意見を付ける答申で良いと思っている。
会長が言うように、内容からすると答えは1つではなく、こういう場合は支障があるけれども、こういう場合には支障がないというような書き方もできると思うので、統一してもらえればと思う。

【山岸会長】

- ・大滝委員が発言した言葉の件であるが、区民への「影響」と言ったときには、私は必ず影響はあると思っている。

【大滝委員】

- ・「影響」というと柔らかい表現で、ややもすれば、焦点がぼやける印象を受けるが、「支障」というと強い印象を受ける。どちらが適切かという疑問である。

【山岸会長】

- ・先日の勉強会を経て、「支障」という言葉で固まったと思っている。

- ・再度皆の意見をお聞きして、「支障がない」という意見が多いと思っている。
事務局はいかがか。

【平山次長】

- ・勉強会以降の会長や委員の皆さんとのやり取りを踏まえ、事務局で「支障なし」とした場合の文案を作成している。ご覧いただいてもよいかな。
- ・個人的な見解を言わせていただくと、酵素風呂については日常的な入浴と違い、衛生的観点に立ったものではなく、多分に観光的要素が入った設備であると思っている。同時に、生活レベルの維持に影響があるものではないと感じている。

【五十嵐委員】

- ・文案は示さないほうが良いのではないかな。意見がまとまらなくなるように感じる。

【山岸会長】

- ・いずれにせよ、日程的に本日の会議で結論を出さなければならないと思っている。
2 か月前に担当課が諮問に先立って説明に来られたこともこの日程を見越してのことである。

【片桐委員】

- ・私は事務局案を示していただいて良いと思う。五十嵐委員から意見がまとまらなくなるとの発言はあったが、まとまった意見を出す必要はないと思っている。まとまった意見でなくとも答えとして伝える、それ程大事な問題であると思っている。

【山岸会長】

- ・本日皆さんから意見を伺って答申を作り上げる予定で事務局ともこの間話を進めてきたところだが、勉強会での意見やその後の委員とのやり取りの雰囲気から、「支障なし」とした上で付帯意見を付けた文案作成にも取り組んでもらっていた。
これはあくまでも文案で、正式な答申となるものは、委員の皆さんの意見で作上げるものである。文案をお示ししてもよいかな。

【片桐委員】

- ・そのような文案であれば、意見が傾いていく恐れがあるためこの場には出さないでほしい。

【五十嵐委員】

- ・公開の場で様々な意見が出た。これを精査する時間があれば良いと思う。

【山岸会長】

- ・事務局はどうか。

【風間所長】

- ・意見をまとめていただければ良い。この協議で出た意見ということで作成する。

【山岸会長】

- ・五十嵐委員から精査する時間の話が出たが、時間はあるのか。

【風間所長】

- ・今日、この協議会でお願いしたい。

【橋爪委員】

- ・先日の勉強会で今日答申を出すということを決めているのであれば、文案を出す出さないの話や意見をまとめるまとめない話ではなく、段階を踏んで答申に向かうべき。

まずは支障があるのかないのか、その後に付帯意見をどうするかを決めて行くのだろうと思う。

自分の思いとは違う結果になることは大きな問題だろうが、支障があるかないかは、答申の文書に大きく影響する部分であるので、ここではっきりと決めていただき、その後で付帯意見の整理に入ったほうが良いと思う。

影響がない、支障がない、どんな言葉が適当なのかは分からないけれど、まずは支障がない、支障がある、ということを書いて、その後に付帯する意見を考えたほうが良いと思う。

【山岸会長】

- ・まずは、支障がある、ない、の方向性から決めて行きたいと思う。

【薄波副会長】

- ・付帯意見のある、なし、によっても、支障ある、なし、の方向性は大きく変わってくる。単純な2択ではなく、付帯意見ありの場合の支障なし、付帯意見なしの場合の支障なし、と言った聞き方でお願いしたい。

【山岸会長】

- ・再度確認をさせていただく。今までの協議から行くと、支障なしで付帯意見を付けるという意見が多いと思っているが、支障ありとして当然意見を付ける方法、ないとは思いますが、意見を付けずに支障なしとする方法がある。
- ・支障はないが、ただし意見を付ける答申に賛成の方、挙手願う。

(賛成8人)

賛成多数のため、その方向で行くこととする。

- ・それでは先ほどから話が出ている、これを見据えた文案を確認していただきたいと思う。

【平山次長】

- ・資料（答申文案）に基づき説明。

【山岸会長】

- ・利用者が減少したためとあるが、2年間休止しており、その前の年も若干減少していると報告をいただいていた。この2年間の休止を含めた減少であれば、理由としてはおかしい。

【風間所長】

- ・11月の地域協議会のときに説明させていただいているが、令和元年は514人、平成30年は792人ということになっている。市は廃止について検討していて、今回の諮問になっているわけだが、全体の利用者数に対する酵素風呂利用者の割合を見ると1パーセントにも満たない。例えば、平成30年であれば、13万3,354人の利用者に対し、酵素風呂の利用は792人となっており、0.59パーセントの利用にとどまっている。必要経費についても、年間550万円程度かかっており、従業員をパートタイマーに替えたとしても500万円程度。これに入浴料640円と酵素風呂使用料1,600円合わせて2,240円が514人入ったとして115万円程度。収支の差が年間400万円以上出てしまっている状況。所管課である施設経営管理室では、運営は厳しい状況と判断している。指定管理者のほうでも、企業努力でマイナスを埋めるべく取り組んでいるが、厳しい状況にあるということをご理解いただきたい。

再開ということもご提案いただいたが、非常に難しい状況であり、食事処や先ほど委員から提案があったキッズルームと言った他のサービスに力を入れた方が良いのではないかなど、削るべきところ投資すべきところを見極める検討を行ってきた結果の諮問である。

【山岸会長】

- ・いただいている資料で見ると、利用者数は多くて1,000人弱、800、700、500人と確かに減っている。しかし、利用者の数だけでは商売は計れないと思っている。数字上の計算だけでない部分があると思う。
- ・精緻に効果を計算するならば、酵素風呂を利用した人や一緒に来た人が、管内でどのようにお金を使って行ったのかまで調査をする必要があるだろう。また、利用者とした人数も、単独で酵素風呂に来たお客なのか、家族と来ているのか、細かく調査する

必要がある。単純に利用者が少ない、収入が少ないということでは、乱暴な話だと思う。

【江村委員】

- ・ ゆったりの郷の利用状況の資料を拝見しているが、平成 30 年のもので、全体利用者が 13 万 3,354 人、うち日帰り入浴が 78,600 人、酵素風呂利用が 792 人。ゲートボール場や食堂があるので、日帰り入浴でない人が 53,953 人。ゲートボール場だけ、食堂だけ、という出し方もできるのか。この利用者数自体の出し方はどのように出したものなのか。

【風間所長】

- ・ 施設利用者を毎年まとめているもので、ゲートボール場、食堂も含め、全体で合計しているものである。その中の、風呂に入った人の数、酵素風呂に入った人の数である。

【江村委員】

- ・ そのような数え方だと、それぞれでカウントしてしまっているということ。総体、分母が大きくなる。そこでのパーセンテージは数値として有効なのかと言いたい。ゲートボール場にきた後に風呂に入っていく人、宴会場を使うだけの人、宴会場を使って風呂にも入る人と様々。数字だけでは判断できないところがあると思う。どんな数字があれば判断材料になったのだろうかと言いつつ今さらながらに悔やんでいる。

【五十嵐委員】

- ・ この計算方法で良いのではないか。風呂に入った人が 78,600 人、酵素風呂に入った人が 792 人。風呂に入った人に対して酵素風呂を使った人が 1%という解釈。

【風間所長】

- ・ 母数はそれぞれの施設を使った人の合計。ゆったり郷内にある施設を使った人の人数になり、13 万 3,354 人。これに対し酵素風呂を使った人が 792 人で、0.59 パーセント。酵素風呂を使った人は 0.59 パーセントしかいないということ。

【薄波副会長】

- ・ 数字が少なくなっていることはあまり気にしていないが、1 パーセントという数字は確かに少ない。平成 30 年までは、この数字でやってきていた。開業当初もこれに似た数字で、これでやっていけるといって続けてきたはず。利用が 1 パーセントと少ないため廃止する、と、数字を理由にしてほしくない。

利用者が全体の 1 パーセントでも、目玉にして営業を続けてきた施設であり、利用した客は喜んでいただけたわけであるので、少なくなってきたということを理由にするの

は納得できない。

【山岸会長】

- ・この文案を見ると、「酵素風呂は無くす。しかし、何か代わるものを」と取れる。関澤委員ほかから休止にしてはという意見も出ていたが、文案では廃止が前面に出ているように感じる。いかがか。

【関澤委員】

- ・廃止は止むを得ないという言葉は外して良いのではないか。勉強会では片桐委員も中止ということに言及していたと思う。その時には、他の委員も賛同していたかと思った。今は休んでいても、協議会が検討している道の駅周辺の活性化に関連して復活できるのではないかと期待している。そのような文面にできないか。

【山岸会長】

- ・我々の想いと指定管理者の考えでズレがあることが問題。
ゆっつりの郷の職員からすれば、使っていないなくても問題は起きていないし、設備も老朽化してきているので、やめても問題はないと思っている。我々区民の意見としては何とか残してもらえないだろうかという思い。
- ・機械のメンテナンスにしても、休止状態が許されるなら複数回に分けて実施という方法もある。借入をして分割で返していくという方法もある。今どきならば、維持していく方法はいくらでもあると思う。しかし、管理を請け負った会社が諦めてしまっているところが残念なところ。
そして行政が言う理由が、利用者が少ない、採算が合わないこととなっている。
- ・少なくとも協議会委員の中には、諸手を挙げて廃止賛成という人はいないところから考えれば、文案通りに答申することはできないと思う。関澤委員の文案を使わせていただくかはともかく、休止という言葉を入れて行くかどうか。

【関澤委員】

- ・勉強会では休止という意見で一旦はまとまっていたと思ったが、この文面ではそれが廃止ありきになっているように見える。「休止状態に留める」という文言を入れるわけにはいかないのか。

【風間所長】

- ・諮問文では、一部廃止をすと言っている。それに対し、廃止をすることに支障がないと答えているのに、付帯意見で休止してほしいというのは、考えが矛盾していることになると考える。

【関澤委員】

- ・休止と言う状態は中途半端な状態であるとは思いますが、令和 2 年から今までも同じような状態ではあった。それを今になって廃止すると言い出したこと。そして、諮問文の聞き方もおかしいと感じる。それらを抜本的に変えなければいけないのではないかな。

【風間所長】

- ・それは、今お願いしている協議題ではない。

【山岸会長】

- ・廃止に対して支障がないという答えであれば、それを残しておいてほしいという意見は矛盾する。逆に廃止するには支障があるので休止にしてほしいとするならば、住民に影響を与える具体的な理由を示す必要がある。回りまわって区民に対する影響は考えられるけれど、示すべき具体的な理由としては説得力にかけられるものである。というのが、事務局が説明している内容である。
- ・ただ無くしてしまうことには、皆反対だと思うがいかがかな。

【五十嵐委員】

- ・私は無くしても仕様がなと思っています。
- ・この文面では、理由に利用客の減少とあるが、個人的には、設備の老朽化などの方が理由として相応しいのではないかなと思う。

【山岸会長】

- ・無くしても仕様がな、無くしても良いと思っている委員はほかにいるか。私の認識では、何とか残せないかと思っている委員が多いのではないかなと思っていたのだが。ここでもう一度確認させてほしい。

【中村委員】

- ・諮問に対し、「廃止ではなく休止を望みます」という文言で答申できないのか。廃止ということは理解するのだが、何か残したい気持ちはある。

【風間所長】

- ・尾神のボブスレーの例があるが、一旦施設を廃止し、その譲渡を受け営業を継続する団体がある場合に限る。あくまでも市としては廃止することになる。

【関澤委員】

- ・事実上令和 2 年から止まっている。何か新しい使い道が決まるまでそのままにしておくということできないのか。

【山岸会長】

- ・廃止が決まった場合、即設備を撤去するなど他の用途に使う予定があるという話はあるのか。

【風間所長】

- ・そのようなことは聞いていない。
何か新たな事業を展開する際のスペースにすることは考えられるが、来年度予算の公表もない今、何か計画されているのかどうかは分からない。
ただ何か運営上考えるのであれば、ここで1度施設を廃止しておかないと、次のことができない、移れないということはある。

【関澤委員】

- ・酵素風呂の場所に違う風呂を新たに設置する、あるいは撤去して別の用途の部屋として使うといった替案のようなものは示してもらえないのか。

【山岸会長】

- ・実際勤務していた経験から分かることだが、部屋や空きスペースには余裕があり、早急に酵素風呂が設置されている部屋を改装することは考えにくい。

【中村委員】

- ・先ほど五十嵐委員も発言したが、廃止やむ無し、と考える。
付帯意見の文言については、会議録もあることなので、皆の意見を表現してもらおう形で正副会長に一任したいと思う。

【山岸会長】

- ・廃止で支障なし、で進めてよろしいか。また、付帯意見のほうは皆から意見が出たものを正副会長と事務局でまとめて練り上げる形で良いか。

【橋爪委員】

- ・可能であれば、ゆっつりの郷の魅力向上に向け指定管理者がもっと努力するような意見も付けたい。既に酵素風呂は廃止に向かっているが、このような状態になる前に現場で入館者に向けたアピールができたかもしれない。市から与えられたものだけで商売をしていれば良い、と言うようなことではいけないと思う。

【山岸委員】

- ・今ほどのご意見は、この諮問答申の関係とは別に、委員の声をゆっつりの郷に伝える機会を改めて設けてはどうかと考えている。

【江村委員】

- ・上越は応用微生物学の権威で発酵に精通する坂口謹一郎博士の出身地であり、発酵のまちで売り出している。また、世界的に見て、このコロナ禍で日本人の発症率や感染拡大が抑えられているのは発酵食や発酵の文化が影響しているのではないかと言われている。現場では客から匂いに対する意見をもらうこともあると思うことだが、それを逆手にとって酵素風呂をアピールできなかつたらどうかと今さらながらに思う。
- ・収支はマイナスや赤字であったかもしれないが、この施設特有のものである、売りである、ということで、市も現場も努力してきたのだろうかという疑問も感じる。私たちは施設の廃止を勿体ないと感じるが、市や現場はそのように考えていない感じも残念を感じる。自分自身ももっと利用していれば良かったと反省している。

【山岸会長】

- ・匂いの話は全ての利用者からではなく、一部の利用者からの意見と思っている。それを即逆説的な事象につなげて考える必要は私もないと思っている。
- ・やはりこの諮問とは別に、ゆったりとした郷と意見交換する場を持ちたいところ。指定管理者が努力していることも聞きたいし、こちらからの意見も伝えたい。
- ・答申のほうは、支障なしで付帯意見を付ける形で進めることで良いか。
(反対意見はなかった)
- ・付帯意見については、正副会長と事務局で練り上げて作成し、委員の皆さんから確認いただいた上で答申として提出する予定として良いか。
(反対意見はなかった)

【山岸会長】

- ・次第の4 協議事項(2)自主的審議事項「地域活性化の方向性について」である。

【平原班長】

- ・地域活性化の方向性について、資料に基づき説明。

【山岸会長】

- ・勉強会でも話があったが、来年度の独自予算事業を作りあげていく上でも、各部会の成果を意見書あるいは提案事業としてあげていく上でも、こういった方向性やビジョンの裏付けがあれば、対外的に説明もしやすく、理解も得やすい。吉川区はこういった方向に向かって活性化を検討している。それにはこんな柱が重要だと思っていて、それを実現するため、それを進めるためには、こんな事業をする必要があると話ができる。

これを見て何か意見はあるか。

(意見はなかった)

- ・まとめということでは、方向性の兼ね合いもあるので、「若者移住・定住部会における審議とまとめについて」に移る。

まとめ方について、皆さんの意見をお聞きする。

(意見はなかった)

- ・人口減少を何とか食い止めたいと言うことで、地域活性化の柱となってくるものではあるが、なかなか事業として提案することは難しい。意見書にまとめ上げていく形で進めたら良いのではないかと個人的に思っている。

【橋爪委員】

- ・吉川区の活性化ということで、地域協議会の場で様々な意見を出したり、話し合いをしてきた。行政のほうでは、町内会長連絡会議などで地域に説明したり、地域の意見を聞き取ったりということをしてはいるが、実際に、地域活性化に向けた地域の声の吸い上げや、この場でまとめたもののフィードバックについて、どのようにしたら良いか考えるところがある。協議会だけが先行してしまう恐れもあり、区民の意見を汲み上げる方法について考える必要があるのではないかと感じている。

【山岸会長】

- ・地域協議会としては実行団体・活動団体にはなれないが、吉川区の活性化について、市長に対し意見書を提出したり、事業の提案を行ったりということができる。
- ・地区別懇談会という方法も考えられるが、開催予定など決まっているものはあるか

【平山次長】

- ・地区別懇談会については、近く予定していたバス路線改編の動きが延期となり、公民館分館の話も次年度以降の検討事案となったことから、今年度、地域の皆さんの意見をお聞きする重要案件がなく、開催を見送ったところ。

しかし、来年度は、今申し上げた2つの案件をはじめ、地域の皆さんと話し合う機会を持ちたいと思っている。その折に、地域協議会で課題としている事案についても住民の皆さんと話し合う時間を作れるのではないかと考えている。

【山岸委員】

- ・それも1つの方法であるし、委員のほうでも、1人でとは言わないが、地域に入って意見を聞く機会を作ることもできるのではないかと思う。

【中村委員】

- ・橋爪委員の発言に補足する。

山直海地区の町内会長会議が先日行われ、その場で橋爪委員が、地域協議会で吉川区の地域活性化について協議していると発言された。その中で、出席されていた町内会長たちから「協議会だけで頑張っても無理な話、各地域の意見も聞いたほうが良い」という助言をいただいた。

【山岸会長】

- ・今の仕組み・区分けで行けば、各地域づくり会議に地域協議会委員が同席して意見を聞く感じになると思う。活発なところとそうでないところはあるが。

【大滝委員】

- ・泉谷は2月に予定は出ると思う。

【山岸会長】

- ・こちらから会議開催をお願いすることは、なかなか難しい。

【五十嵐委員】

- ・区民の意見を聞く。大事な事であるし、ぜひ実現したい。

事務局から話があった地区別懇談会に同席して区民の声を聞くことも方法の1つ。また、各委員の皆さんは、協議会を離れても何かの役員になっておられる方が多いと思う。その団体組織の中で話を聞いてもらう方法もある。更に町内会長会議でそれぞれの地域の皆さんの声を聞いてきてほしいとお願いする方法もある。そのような方法や対応を、各委員が日ごろから心掛けていれば、色々な意見を吸い上げていけるのではないかと思う。

【山岸会長】

- ・今後一層地域の皆さんの意見を吸い上げるべく、委員の皆さんは活動していただきたいと思う。
- ・前回の定例会でお願いしているとおおり、定例会と定例会の間に勉強会を開催することにしている。次回の勉強会の日程を決めたいと思うが、2月の第3木曜日16日ではいかがか。

(反対意見はなかった)

時間は18時から、会場はこちらでお願いします。

- ・協議事項(3)その他に移る。

吉川区地域協議会だより第46号について、編集委員をお願いします。

【五十嵐委員】

- ・吉川区地域協議会だより第46号について、資料に基づき説明。

【山岸会長】

- ・委員のほうから何かあるか
(意見はなかった)
- ・5 総合事務所からの諸連絡に移る。

【風間所長】

- ・高病原性鳥インフルエンザについて報告する。新聞報道にもあったとおり1月12日に市内養鶏場で鳥インフルエンザの要請事案が発生。県が対策本部を設置し防疫措置を行ってきた。市も対策本部を設置し、県に協力する形を取ってきた。鳥の殺処分については15日に終了し、その後施設の消毒作業などが行われ、17日には全ての作業が完了。県のほうでは引き続き養鶏場周辺の水質検査、野鳥の監視等を行っているとのこと。今後は、養鶏場に対し1月28日までの搬出制限。2月7日までの移動制限がかかり、2月8日をもって全ての措置が完了ということになる。それまでの間は市としても警戒にあたる予定である。

【橋爪委員】

- ・発生直後に町内会長宛てに混乱を招くような文書がファクシミリで入ったり、住民に向けた説明会周知をその日のうちに行えと言う依頼があったりと、経緯や全体の状況が全く見えない中で対応に苦慮した。

【風間所長】

- ・発生当日は、県主導で動いており、説明会も緊急的に県が開催を決定し、場所の確保と周知を市に依頼してきたという経緯があった。時間帯も既に夕方から夜であったためファクシミリなどで対応させていただいた。特に吉川区は、殺処分後の鳥の埋設場所が区内にあるとのことで説明会を開く予定であったが、開催直前に全て焼却処分に変更となり中止の連絡を再び急ぎで行うこととなった。措置前に急いで事前に知らせなかったという県の思いと、直前の変更で情報が錯そうしたということをご理解いただきたい。

【橋爪委員】

- ・発生個所から考えて吉川区が関係する意味が分からなかったし、今後同じようなことが起きればこのような対応をしなければならないのかと感じた。区内には養鶏場はないので、他から区内にウィルスを持ち込むことになり兼ねないと感じた。できれば止めてもらいたい。

【山岸会長】

- ・6 その他に移る。
- ・委員のほうから何かあるか。
(意見はなかった)
- ・事務局何かあるか。
(平山次長：なしの発言)
- ・第13回地域協議会の日程は、2月25日(土)15時から吉川コミュニティプラザ大会議室。非公開の勉強会は、2月16日(木)18時から同会場でお願ひする。
- ・それでは閉会の挨拶を薄波副会長にお願ひする。

【薄波副会長】

- ・以上で第12回地域協議会を閉会する。

10 問合せ先

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ

Tel:025-548-2311 (内線 213)

E-mail:yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp

11 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。